

●香川県公安委員会告示第1号

平成14年香川県公安委員会告示第7号（道路交通法の規定による運転免許取得者教育の認定）及び平成16年香川県公安委員会告示第8号（道路交通法の規定による取消処分者講習を行わせる機関の指定）の一部を次のように改正する。

令和2年4月17日

香川県公安委員会委員長 川 東 祥 次

1 平成14年香川県公安委員会告示第7号の一部改正

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後					改正前				
名称及び住所並びに代表者の氏名	施設の名称及び所在地	課程の区分	課程の名称	認定をした年月日	名称及び住所並びに代表者の氏名	施設の名称及び所在地	課程の区分	課程の名称	認定をした年月日
略					略				
株式会社ハッピードライビングスクール 高松市成合町931番地の1 蓮井行成	ハッピードライビングスクール 高松市成合町931番地の1	略			株式会社ハッピードライビングスクール 高松市成合町931番地の1 蓮井健司	ハッピードライビングスクール 高松市成合町931番地の1	略		
略					略				

2 平成16年香川県公安委員会告示第8号の一部改正

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
名称及び住所並びに代表者の氏名	事務所の名称及び所在地	講習の種別	指定した年月日	名称及び住所並びに代表者の氏名	事務所の名称及び所在地	講習の種別	指定した年月日
略				略			
株式会社ハッピードライビングスクール 高松市成合町931番地の1 蓮井行成	略			株式会社ハッピードライビングスクール 高松市成合町931番地の1 蓮井健司	略		
略				略			